



第2回 市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準検討委員会 説明資料

令和2年3月24日
福岡市 財政局

1 ガイドラインの基本的な考え方

(1) ガイドラインの概要

●趣旨・目的

対象施設の使用料の算定根拠や減免の考え方について統一化・明確化を図るために、統一的な基準を策定します。

●使用料算定の方法

使用料の算定にあたっては、利用者と非利用者の公平性等の観点を踏まえ、各施設に要している**コストをベースに**、利用者に求める負担割合を考慮して算定します。

●ガイドラインで定める項目

- ・ガイドラインの対象施設について
- ・使用料算定の基礎となるコストについて
- ・望ましい負担割合について
- ・統一化する減免対象及び減免内容について

(2) - 1 ガイドラインの対象施設について

ガイドラインの対象施設は、原則として、市が独自に料金を設定する市民利用施設とします。【177施設】

分類	施設名
地域コミュニティ[10]	地域交流センター[3], 市民センター（ホール除く）[7]
文教[20]	市民会館, 音楽演劇練習場[4], 博多座（市民檜舞台）, 赤煉瓦文化館, 美術館, アジア美術館, 博物館, 博多町屋ふるさと館, 友泉亭, 楽水園, 松風園, アイランドシティ中央公園体験学習施設, 動植物園, 科学館, 青少年施設[2], 総合図書館（映像ホール）, 市民センター（ホール）
スポーツ・健康[46]	地区体育館[7], ももち体育館, 市民体育館, 総合体育館, プール[7], 社領スポーツ広場, 公園内有料運動施設（野球場, 球技場, テニスコート, 大規模競技場, 屋内運動施設, パークゴルフ場）[24], 田園スポーツ広場[3], 健康づくりサポートセンター
福祉[1]	市民福祉プラザ
その他[100]	男女共同参画推進センター, 市立霊園[3], 火葬施設（葬祭場）, 海づり公園, 自転車駐車場[94]

- ・平成31年4月1日現在、本市には2,913の「公の施設」があります。
- ・庁舎等は「住民の利用に供する」ことを目的とする施設ではないため、「公の施設」には含まれません。

(2) - 2 ガイドラインの対象施設について

ガイドラインの対象施設は、原則として、市が独自に料金を設定する市民利用施設としますが、統一的な基準を設定することがなじまない下記施設については、対象外とします。

●インフラ系施設【26施設】

道路，河川 等

●基本無料の施設【2,279施設】

○公民館等 : 公民館，老人いこいの家 等

○福祉施設 : ひとり親家庭支援センター，老人福祉センター 等

○行政系施設 : 保健環境研究所，防災センター 等

○公園等 : 花畑園芸公園，油山牧場 等

○学校等 : 小学校，中学校 等

※目的外使用等で徴収する使用料の算定基礎については，福岡市公有財産規則等で定めている

●使用料等が法令等で規定される施設【196施設】

市営住宅，保育所 等

●特別会計，企業会計の施設【224施設】

水道，地下鉄 等

●主に興行や特定の目的で使用される施設【6施設】

マリンメッセ，産学連携交流センター 等

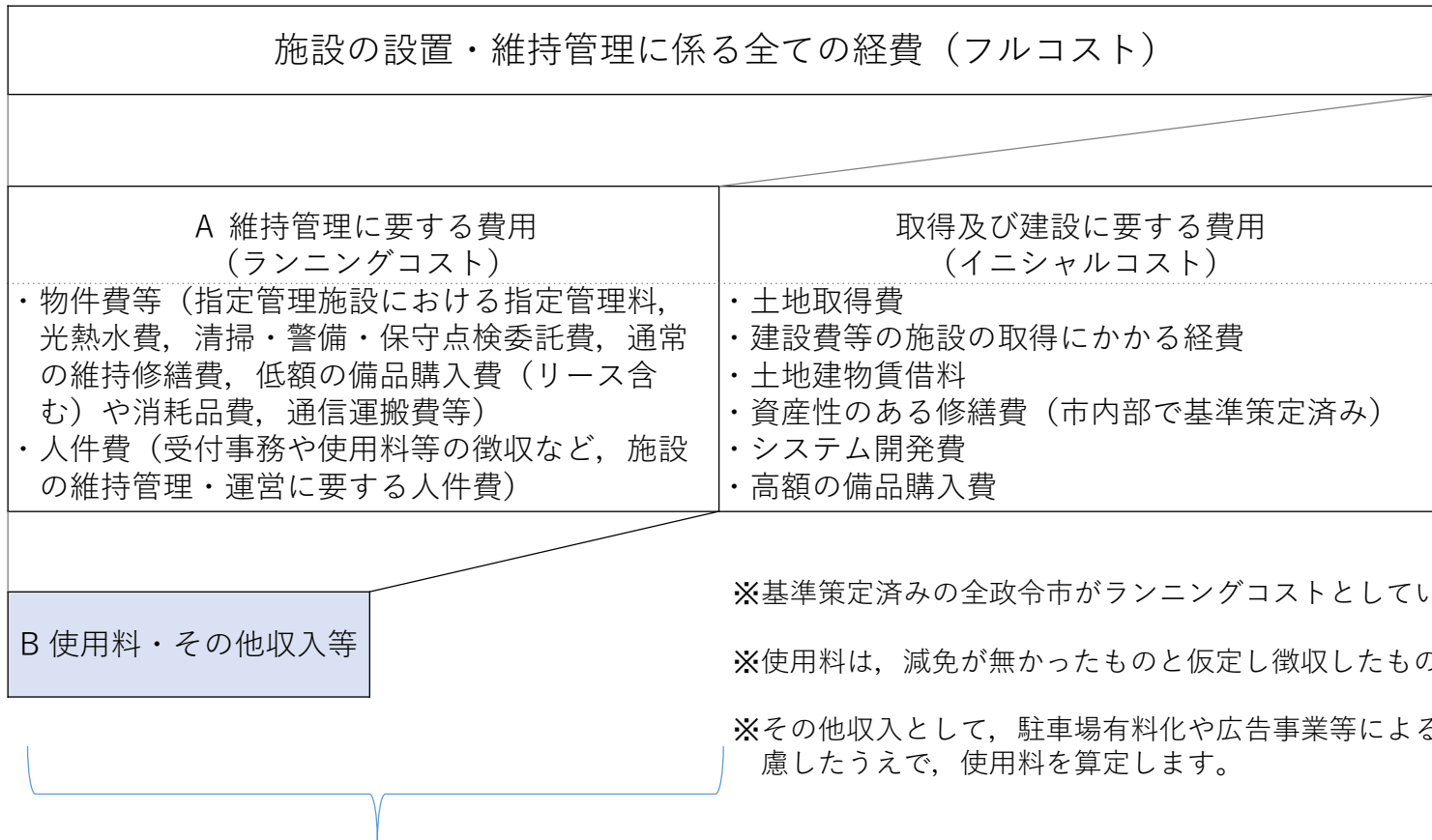
●その他，別途整理が望ましい施設【5施設】

ヨットハーバー（施設のあり方を検討中），

リフレッシュ農園・かなたけの里公園（土地を通年で利用者に貸付しているもの）

(3) 使用料算定の基礎となるコストについて

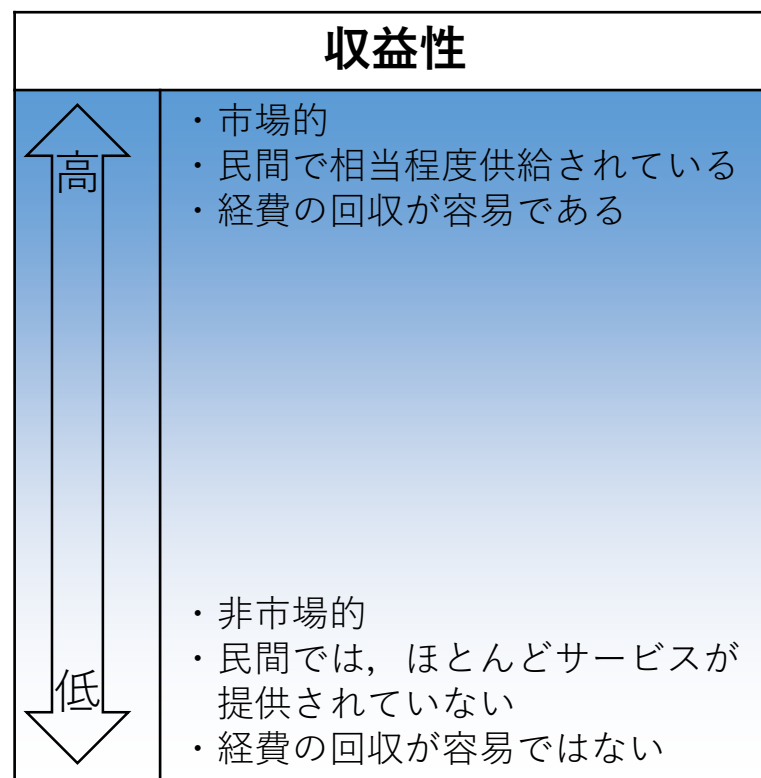
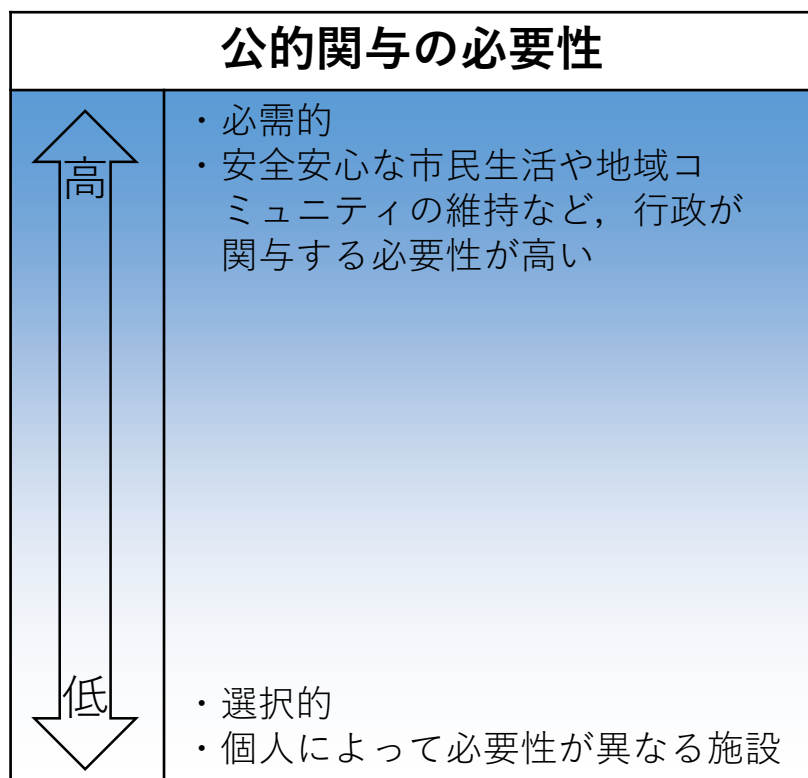
公の施設は、住民の福祉を増進する目的をもって設置されるものであり、誰もが利用することができる市民全体の財産であることから、イニシャルコストは市民全体で負担するものとし、利用者に負担を求めるコストはランニングコストをベースとします。



$$B / A = \text{負担割合}$$

(4) - 1 望ましい負担割合について

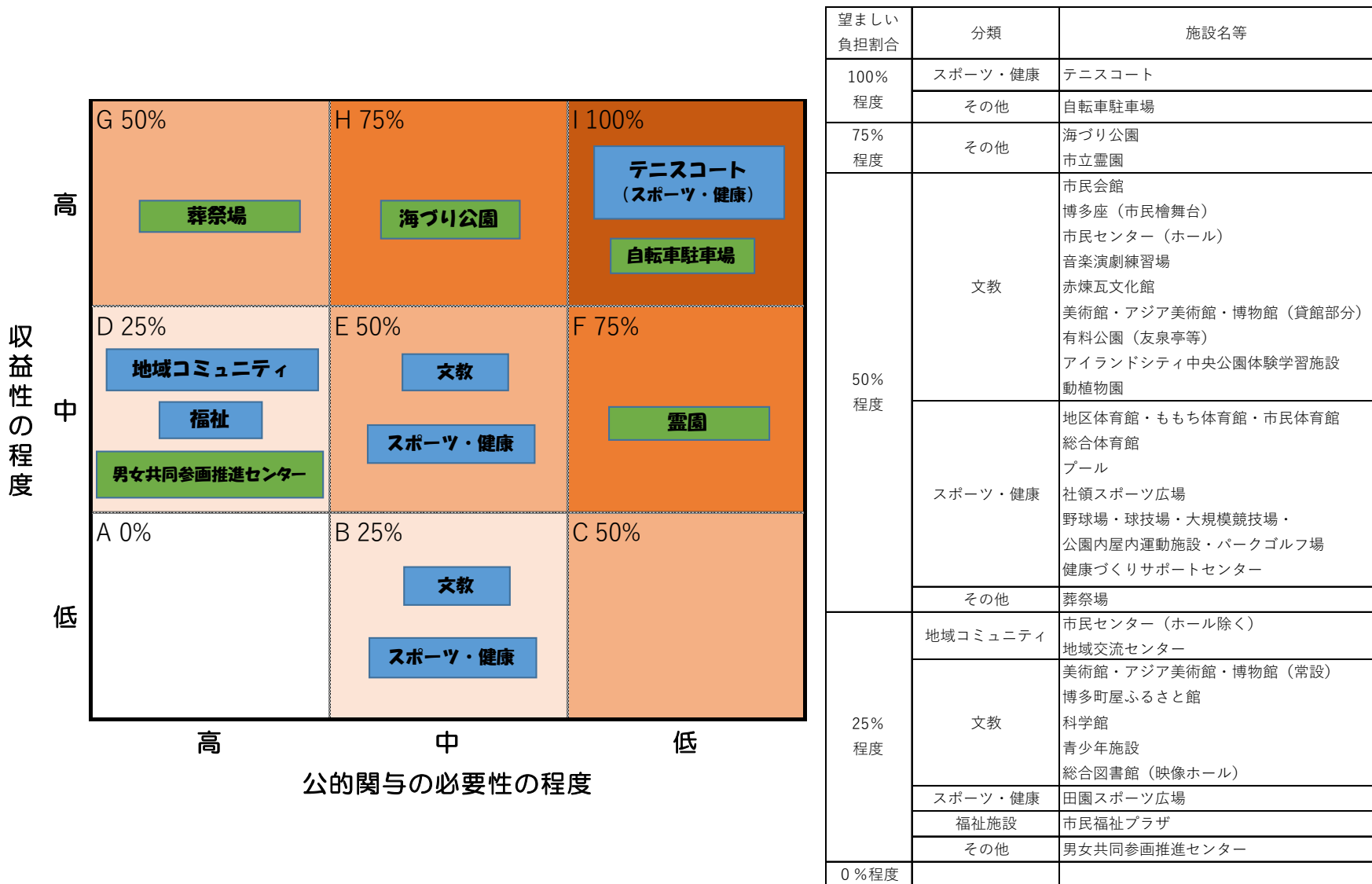
- ・公の施設には、コミュニティ施設や文化施設、スポーツ施設等、多種多様な施設があります。
- ・それぞれの施設で、設置目的や提供しているサービスが異なるため、全ての施設において、一律の考え方で負担割合を設定するのは適当ではありません。
- ・そのため、施設の種類ごとに、利用者負担割合を設定する必要があります。
- ・具体的には、施設ごとに「**公的関与の必要性**」，「**収益性**」の程度を踏まえ、望ましい利用者負担割合を定めます。 ※基準策定済みの他政令市の大部分が、この方法で設定



1 ガイドラインの基本的な考え方

(4) - 2 望ましい負担割合について

原則として、施設ごとの「公的関与の必要性」及び「収益性」は中程度（E）を基本とし、相対的に望ましい利用者負担割合を定めますが、類似機能を有している施設間の料金均衡を図る必要がある場合は、別途検討を行うものとしします。



(5) 統一化する減免対象及び考慮する本市施策等について

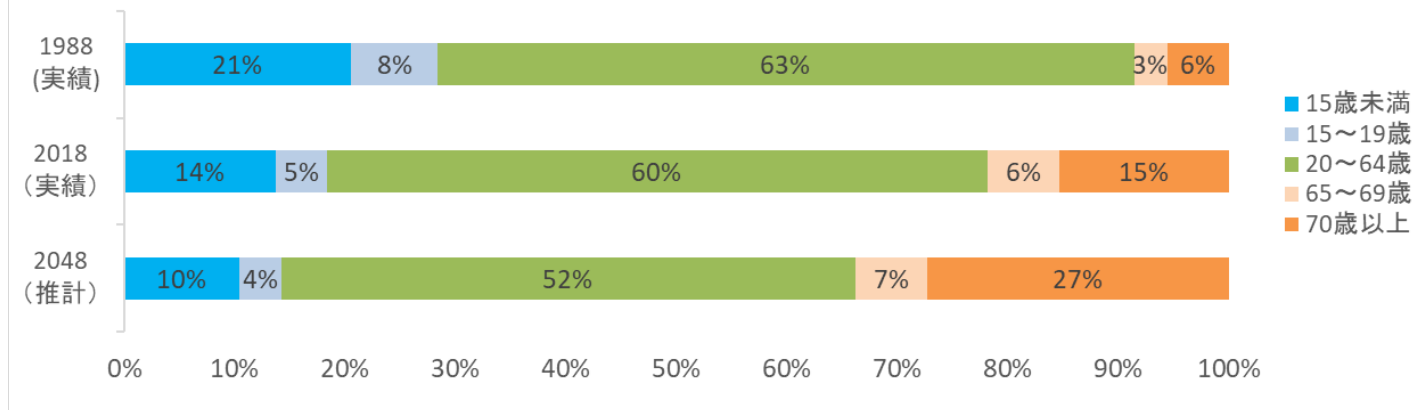
- 減免の対象には、色々な種類がありますが、ガイドラインで統一化する対象は、多くの施設で共通となる高齢者、子ども、障がい者とします。
- 検討にあたっては、法令や、市の施策なども考慮しつつ、統一化を図ります。

関連する法令及び施策		
高齢者	福岡市保健福祉 総合計画	社会参加活動の促進： 高齢者が社会の中で元気に活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、趣味・教養・文化など、様々な活動を促進します。
	第4次福岡市 子ども総合計画	さまざまな体験機会の充実： 次代を担う子ども・若者が規範意識や社会性、道徳性を身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じたさまざまな体験の機会を充実します。
障がい者	障害者基本法 第24条	経済的負担の軽減： 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

1 ガイドラインの基本的な考え方

(6) - 1 減免統一化の方向性について

●福岡市の人口推移



※実績は福岡市登録人口，推計は福岡市将来人口推計（平成24年）による

●高齢者に関する国の考え（内閣府の資料抜粋）

○平成26年度 高齢者の日常生活に関する意識調査結果

（4）高齢者とは何歳以上か

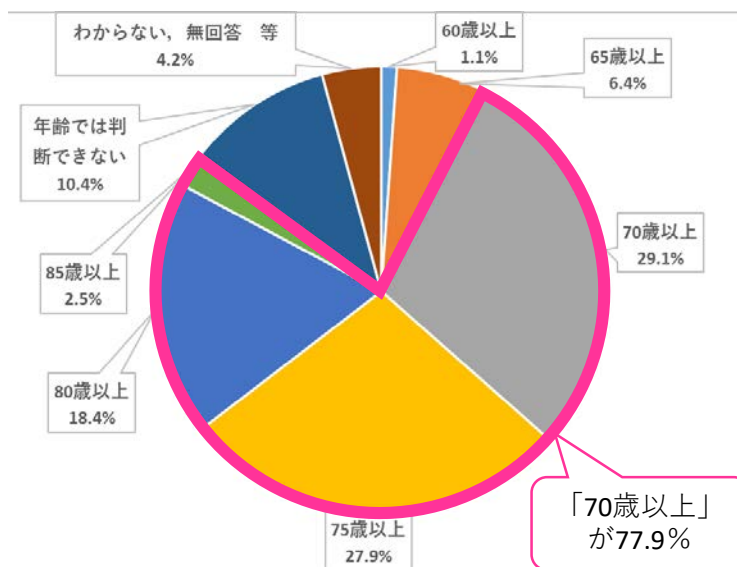
一般的には何歳頃から高齢者だと思うか聞いたところ、「70歳以上」29.1%、「75歳以上」27.9%が高く、次いで「80歳以上」18.4%、「65歳以上」6.4%などの順となっている。(p.164)

○高齢社会対策大綱（平成30年2月）

65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつある。(p.1)

●国の施策等

- ・公的医療保険制度において、医療費が2割負担となるのは70歳から
- ・高年齢者雇用安定法改正が国会で審議中（企業に対し、70歳までの就業確保に努めることを求めるもの）



「70歳以上」が77.9%

(6) - 2 減免統一化の方向性について

【統一にあたっての考え方】

- ・本市施策との整合性から**更なる**利用促進を図る方向性で検討する。
- ・区分や減免率が複数あり、分かりにくく複雑であることから、人口構成の変化等を踏まえ**簡素化**を図る。



以下のとおり、高齢者、子ども、障がい者を対象とする減免について、原則、減免内容を統一する。

		個人使用の減免割合	専用使用の減免割合
高齢者		70歳以上全額減免	70歳以上全額減免
子ども	未就学児	全額減免	半額減免
	小中高	半額減免	半額減免
障がい者		全額減免	全額減免

※減免の統一化がなじまない下記施設については、統一化の対象外とする

- ・利用促進の観点がなじまない施設
葬祭場、霊園 等
- ・利用促進を図るのが主に子どもで、高齢者の減免がなじまない施設
科学館、青少年施設 等
- ・施設の希少性、特殊性から、減免がなじまない施設
博多座、市民会館（ホール） 等
- ・施設の特性上、統一的な対応が困難な施設
自転車駐車場 等

(7) 施設使用料等の設定に係る留意事項

●使用料の算定について

- ・基本、過去3か年平均で算定する等、突発的なコストが生じた場合の特殊要素を除くなど、施設の状況に応じた柔軟なコスト算定も可能とする。
- ・近隣・同規模自治体や民間の同種施設と比較し、料金が著しく高額、又は低額となる場合には、料金の均衡調整を検討する。

●経過措置等について

- ・使用料が大幅に上がる施設
- ・減免区分や減免率の変更により不利益が生じる対象者

●定期的な見直しについて

- ・コストや利用状況等の変動により、負担割合が変動していくことが考えられるため、今後、定期的に施設の状況の検証、確認を行うこととする。

(8) 各施設において個別に検討していく事項

- 市内居住者と市外居住者の格差料金等について
 - ※市外居住者の利用実態，福岡都市圏協定等との整合性，居住地確認のための事務手続き等の課題を考慮
 - ※なお，障がい者については，市内外に関わらず減免対象とする。
- 大学生の減免について
- 施設付帯駐車場の料金水準について
 - ※不適切利用の排除や，近隣民間駐車場の料金水準等も考慮
- 回数券の導入など，頻回利用者への配慮について
- 利用状況等を踏まえた曜日や時間帯を限定した減免適用について
- 不適切利用（無断・直前キャンセル等）への対応について